

-----  
**教 育 委 員 会 規 則**  
-----

高知県立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

令和6年 月 日

高知県教育長 長岡 幹泰

**高知県教育委員会規則第 号**

**高知県立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則**

高知県立図書館の管理運営に関する規則（昭和52年高知県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「、第8条又は第12条の規定にかかわらず、」を「第8条及び第12条に規定する」に、「6月」を「2月」に、「返納しない」を「返却しない」に改め、同条第2項中「6月」を「2月」に、「返納していない」を「返却していない」に改める。

**附 則**

この規則は、令和6年12月1日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎高知県立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則